

平成23年年度

町政執行方針

福島町

平成22年度福島町議会定例会3月会議の提出案件は、議案21件及び諮問1件、同意1件の計23件です。

議案につきましては、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の平成23年度予算案を中心に、その執行に伴う条例措置などの関連案件と、平成22年度の補正予算となっております。

平成23年度の町政を執行するにあたり、ここに基本方針を述べるものがあります。

平成23年3月10日

福島町長 村 田 駿

平成23年度町政執行方針

平成22年度福島町議会定例会3月会議にあたり、町政執行に関する所信と基本方針を申し述べます。

私は、先の町長選挙において、「住民が主人公のまちづくり」の継続と「福島町を安心・安全で笑顔あふれるまちにしませんか！」を訴え、5項目の公約事項を掲げ、初めて投票をいただいた中で町民の付託という重みをあらためてかみしめ、引き続き3期目の町政を担わせていただくこととなりました。多くの町民から寄せられた熱い思いと期待を受けて、身にあまる光栄であると同時に、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

地方自治体を取りまく環境は、少子・高齢化、情報化等の社会経済状況の著しい変化や税収の落ち込みなどの極めて厳しい財政状況、また、地方分権推進等、大きな変革の時代を迎えています。

このような状況に対応するためには、経営的視点に立った効率化の推進、施策・事業の選択・重点化、町民への責任ある公表、職員の意識改革・政策形成能力の向上など、行政の質的改革が求められております。

私は、今後4年間の町政運営を行うにあたり、次に掲げる5つの目標を堅持努力してまいりたいと考えております。

- ① 活力ある水産業・農業の推進
- ② 福祉対策と環境対策の推進
- ③ 教育環境の充実
- ④ 安心安全なまちづくり
- ⑤ 観光の推進

以上の5項目であります。

以下、具体的な諸施策等について基本方針を申し上げます。

《財政の動向・自主財源の確保》

1 財政の動向について

国における予算編成の基本方針は、昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」、「財政運営戦略」により示され、経済・財政政策の基本的な方針の下、これまで先送りしてきた重要政策課題に着手し、解決していくための出発点とし「経済成長」、「財政健全化」、「社会保障改革」を一体的に実現するための礎を築く必要があるとし、成長と雇用拡大の実現に向けた基本方針となっております。

先般示されました平成23年度地方財政計画によりますと、地方交付税にあつては地方主権改革に沿った財源の充実を図るため、対前年度比0.5兆円が増額されております。

また、特別枠としていた「地域活性化・雇用等臨時特例費」が「地域活性化・雇用等対策費」（仮称）に変更され、「住民に光をそそぐ事業」分等が上乘せされております。

特別交付税につきましては、制度の見直しが行われ、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引下げし、普通交付税に移行されることとなっております。

なお、臨時財政対策債につきましては、算出・配分方式の変更や不交付団体への見直しが行われ、財政力の弱い地方公共団体へ配慮をした中での1.5兆円の大幅な減額となっております。

このことにより、当町における予算計上にあつては、前年度の交付実績額や算定方法等の変更を踏まえ、国勢調査による人口減の影響を見込み計上いたしました。

町の予算編成の基本方針は、昨年度からスタートした「第4次総合開発後期実施計画」を基軸にし、「福島町まちづくり行財政推進プラン」及び「過疎地域自立促進市町村計画」等の整合性を保ちながら、計画の推進を図った予算編成といたしました。

一般会計の当初予算額は、33億1,053万6千円で前年度に対比しますと2億9,591万5千円(9.8%)の増額となっております。増額の要因は、学校給食センター整備事業及び過疎地域自立促進特別事業基金による積立金や議員年金法の改正にともなう議員共済費等によるものであります。

歳入においては、予算全体額の50.7%を占める地方交付税が、16億7,969万5千円と前年度対比9,450万5千円(5.3%)減としました。

町税については、景気の低迷や前浜漁業の不振、人口流出等から前年対比12,272千円(3.0%)減の3億9,064万7千円を計上しました。

町債は給食センター整備事業債等により前年度より2億8,297万1千円(129.9%)増となっております。なお、臨時財政対策債については、前年度の実績額及び地方債計画を勘案し1,542万9千円(7.9%)減の1億7,972万5千円を計上しましたが、なおも財源不足が生じますので、補てん財源として行財政推進プラン額とほぼ同額の1億1,000万円を財政調整基金から繰り入れることとしております。

また、過疎計画によるソフト事業の起債につきましては基金事業として計上しておりますが、他の事業については関係機関との協議のうえ、財源の調整をしております。

なお、今後の事業として丸山団地町営住宅建設事業及び横綱記念館のマルチビジョン改修費や除排雪対策等の補正を予定しており、その財源として地方交付税の一部を留保し対応することとしております。

2 税源の確保と収納率向上について

町税については、長引く景気の低迷や漁業不振、また、人口流出等により町民税の大幅な落ち込みが想定されます。固定資産税については、新たな設備投資や新增築においても増収は見込めない状況にあります。たばこ税は、昨年度税率引き上げの改正がされましたが、喫煙者の減少が見受けられることから税の伸びが期待できず、町税全体では、前年より減となりました。

なお、貴重な自主財源の確保や税の公平性を図るうえからも、課税客体の把握や課税事務の適正な遂行を行い、全職員による徴収体制の継続、納税相談・口座振替の推進・差押等の強化をすすめ収納率向上や滞納額の抑制に努めてまいります。

また、徴収事務を委託している渡島・檜山地方税滞納整理機構と更に連携を密にして、厳正な滞納者対策を図りながら滞納額の圧縮に努めてまいります。

《総合的な施策の推進》

まちづくり基本条例の理念である「協働によるまちづくり」の精神を踏まえて、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思うまち」の実現に

向けて、第4次福島町総合開発計画の重点目標となっている「雇用を支える産業の活性化と掘り起こし」、「健康で快適に暮らせる環境の創出」、「情報の共有と町を支え・育てる人づくり」を重点に総合的な施策を推進してまいります。

本年は、第4次福島町総合開発計画及び福島町過疎地域自立促進市町村計画の2年目となりますが、町民の福祉の向上を図るため、後期実施計画や過疎計画に盛り込まれた各事業を着実に実践する必要があるとあり、また、将来の福島町の針路を方向付ける重要な節目の年と考えており、重要施策を集中的かつ効率的に展開してまいります。

さらに、行政運営に当たっては、福島町まちづくり行財政推進プランを基軸として、健全で効率的な財政運営に努めてまいります。

また、選挙公約で掲げました次の事項を重点施策として、今後取り組みを加速したいと考えております。

一つには、活力ある水産業と農業の推進であります。

持続可能な“まち”の発展にとって基幹産業である水産業と農業の推進がとりわけ重要であり、東京農業大学、北海道大学水産学部及びはこだて未来大学などとの産学官連携を強化しながら、1次産業を核に、2・3次産業を組み合わせる6次産業の創出を目指します。

また、産業基盤の底上げと新規就業者等の支援を目的とした定住促進及び少子化対策推進計画を策定するため、町内各階層で構成するプロジェクトを立ち上げて、今年度から積極的に取り組むことといたします。併せて、将来の事業展開に備えて過疎債による基金の積み立てを継続実施いたします。

二つには、福祉対策と環境対策の推進であります。

急速な高齢化が進展する中で相互の支えあいと地域の絆が重要であり、思いやりとやさしさのある福祉施策に心がけるとともに、安定的な高齢者の交通確保を目的に「福島町地域公共交通活性化協議会」を設置し、新たな町内循環バス及びデマンドバスなど福島町の特성에あった交通体系の見直しを含めて検討を進めてまいります。また、環境対策として、今年度から新たに町の管理による合併浄化槽の整備を推進してまいります。

三つには、安心安全なまちづくりの推進であります。

全ての町民が健康でいきいきと暮らすことができるように支援することが行政の最大の役割であり、がん検診などの予防医療に重点を置いた施策を引き続き展開してまいります。

なお、予算の編成に当たっては、町民への説明責任が重要と考えており、昨年度から試行実施している行政評価の結果に基づき、町として一定の方向

性を示しながら今年度から予算へ反映をしております。

《産業の振興》

1 水産業の振興について

町の基幹産業である水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

特に、厳しい運営を余儀なくされている漁業協同組合については、関係機関と協調し、運営の支援に努力してまいります。

環境、生態系保全活動事業は引き続き、「福島町豊かな海づくりの会」に支援するとともに、「管理型漁業」の基礎となる調査試験事業については、緊急雇用創出推進事業により引き続き、マツモの養殖試験、ナマコの人工採苗試験、新たにキタムラサキウニの人工採苗試験を実施します。

イトウについては、本年度より、漁業協同組合で事業実施する計画でありますので、北大水産学部の協力を得て対応してまいります。

また、組合員の高齢化が進んで前浜資源に対する依存度がますます高くなっており、前浜資源の増大のため、関係機関と連携し各種対策を講じてまいります。

本年度の福島漁港の整備は、現在の港口を閉鎖し、東防波堤に新たに設ける工事と灯台の移設工事が予定されております。

福島漁港海岸環境整備事業については、待望の供用開始の年になりましたので関係機関と十分連携し安全管理に万全を期し、利用促進を図ってまいります。

海岸線の越波防止対策につきましては、関係機関に強く要望するとともに、引き続き各地先船揚場の維持に努めてまいります。

2 水産加工業の振興について

町の経済を支える、重要な基幹産業である水産加工業は、原魚の高騰等で大変厳しい状況でありますので円滑な原魚確保の体制と労働力確保対策等の諸課題について、引き続き水産加工振興協議会と連携を密にしながら、対応に努めてまいります。

3 農業の振興について

昨年のお米収獲量は、6月以降の記録的な猛暑の影響により全体的に平年を下回りました。

黒米につきましても減収となりましたが、今後とも町の特産品として関係機関と連携し収獲量の安定を図りながら、販路の拡大に努めてまいります。

畑作農家につきましては、昨年から新規作物として取り組んでいるブルーベリーの栽培や生で食せるトウモロコシ『味来』の増産に向けて生産者団体や農業協同組合と連携し、活動推進助成と合わせ生産・販売促進強化を図ってまいります。

農産物の販売については朝市実行委員会と連携のうえ、日曜朝市や直売所などにおいて新鮮野菜や魚介類・山菜、椎茸、漬物、果物類の販売を促進し、生産の拡大にも努めてまいります。

また、黒米・千軒そば等をはじめ、地域特産品として付加価値を高めることや商品開発が今後の課題と考えており、6次産業化も視野に入れ農業振興につなげたいと考えております。

昨年鳥獣被害対策事業として実施しました電気牧柵の設置につきましては、ヒグマやエゾシカ等の侵入を防いだ効果が各所で確認されたことから、従来の罠及びハンターによる捕獲と併せ対策に努めてまいります。

4 林業の振興について

全国的な長引く不況の影響を受け、木材の需要は依然として不安定な状況にあります。

町有林につきましては、通常保育・機能増進（除間伐）事業に加え、緊急雇用創出推進事業を継続実施することにより未整備林の除伐や林内環境整備を図り、また既設林道等の維持修繕により作業路網としての機能を十分発揮できるよう努めてまいります。

民有林につきましては関係団体と連携し通常造林・保育事業に加え森林整備加速化・林業再生事業による森林整備また作業路網の整備を進めてまいります。

椎茸栽培につきましては、後継者不足や価格の低迷により生産量・生産額とも減少傾向にあります。品質の良い原木椎茸は各種イベント等では依然として人気があり、今後とも町のホームページを活用し町内外に販売促進を

図ってまいります。

北海道が事業主体となっている予防治山事業は、順次計画的に進められており、今年度は岩部地区において復旧治山工事の実施、日向地区につきましては24年度からの事業計画ですが、館崎から浦和地区にかけての落石防護柵補修事業につきましても継続し計画されております。

町単独治山事業につきましては町内治山施設の落石防護柵の補修工事を計画いたしております。

5 商工観光等の振興について

商工業を取り巻く環境は、長引く景気の低迷や消費動向の変化及び消費者ニーズの多様化等により、町内における購買力等も低迷し非常に厳しい状況にあります。

このようなことから、商工業者を対象とした金融対策については、国・道の融資制度や、町の中小企業融資制度などの活用を、商工会と連携して推進してまいります。

観光については、2015年の北海道新幹線開業に向けて、はこだて観光圏整備推進協議会や北海道新幹線木古内駅活用推進協議会などの関係諸団体と連携しながら、体験交流と広域観光の推進を促進してまいります。

また、福島町観光協会の事務局につきましては、本年4月より役場産業課で担当することになりましたが、5月に海峡横綱ビーチがオープンするところであり、緊急雇用創出推進事業を活用し、7月の海開きイベントを開催するとともに、札幌・仙台・東京等での各種物産展へ積極的に参加するなど、特産品と観光情報のPRに努めてまいります。

横綱記念館、青函トンネル記念館につきましては、平成23年度より開館期間を4月1日から11月15日までとし、春休み期間である3月17日から3月31日までの開館も計画しており、クイズラリーを実施するなど、入館者増に向けた対応を進めてまいります。また、懸案でありました横綱記念館の大型映像システムの改修につきましても実施してまいります。

横綱の里づくりの中心となるイベントとして、「北海道女だけの相撲大会」、「千代の富士杯争奪小中学生相撲大会」を各関係団体の協力により開催するとともに、今年度も九重部屋力士の夏合宿を招致し、力士との交流をメニューとした観光客の誘致活動を展開しながら、「横綱の里・ふくしま」のPRに努めてまいります。

雇用につきましては、季節労働者対策として「渡島西部通年雇用促進支援

協議会」が実施する求人開拓、相談、情報提供等の各種事業への支援を行うとともに、雇用の安定や、通年雇用の促進に向け取り組んでまいります。

また、公共職業安定所など関係機関と連携を図るとともに、国の緊急雇用対策予算などを活用しながら雇用の創出に努めてまいります。

消費者対策は、「消費者の安全・安心」に向けた動きが加速する一方で、振り込め詐欺や架空請求など、ますます巧妙化する犯罪行為が依然として続いております。こうした被害から町民を守るため、関係機関との連携協力のもと、消費者トラブル防止講習会や消費・生活相談等を開催し、被害の未然防止に努めてまいります。

《社会福祉の推進》

社会福祉の総合的な推進を図るため、福島町では平成19年3月から平成22年3月にかけて、障害者福祉計画、健康づくり推進計画、災害時要援護者避難支援プラン並びに地域福祉計画を策定しております。

これら諸計画の理想は高く、一人ひとりの幸せを実現するため、健康増進を柱に、一貫して住民同士の支えあいや本人の自主的な取組みを促すほか、地域の交流やサポート体制の充実をうたっています。

本年度においても、これまで推進してきたひとり暮らし高齢者等の見守り活動や声かけサービス、或いはリハビリ教室等を実施してまいります。

また、災害時要援護者避難支援プランの推進にも有効な救急救命情報キットを配付しておりますが、さらに福島消防署、福島町社会福祉協議会とも綿密な連携のもと、安心生活の確立に寄与してまいります。

障害者関係制度は、ここ数年目まぐるしく変化しておりますが、障害者やその家族が安心して生活できるよう、各種施策を推進してまいります。

子どもは未来を担う大切な宝であり、「未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」を基本理念として、子どもが健やかに成長する環境づくりを進めてまいります。

なお、今後において計画している「認定こども園整備」については、国における「幼保一体化」の検討が進められている中であって、その推移を十分に把握しながら、当町における体制構築を図るとともに、子ども手当についても、国の方針に沿った支給対応をしてまいります。

《生活環境の整備》

1 交通体系の整備について

交通路網の整備は、医療、通勤、通学など私たちの生活の基盤として欠かすことができないものであり、また、物流などの地域産業の振興基盤と重要な役割を担っております。

特に国道228号線は最も重要な基幹道路であり、災害対策及び交通安全対策の面を含めて、国などの関係機関へ計画的な整備促進を要望いたしております。

道道の整備につきましては、道道岩部渡島福島停車場線の落石防止及び崩落・越波対策を引き続き要望するとともに、新たに塩釜地区の二次改良の整備促進を要望してまいります。

町道の整備については、緊急度を考慮しながら各路線の維持補修に努めてまいります。

また、橋梁につきましても、各橋梁の点検及び維持補修に努めてまいります。

2 住環境の整備について

福島川総合流域防災事業につきましては、函館開発建設部において、新たに新橋の下部工事に着工するほか、既設の吉田橋撤去工事についても昨年度に引き続き実施予定とのことであります。

渡島総合振興局函館建設管理部においては、河川改修工事に係る河道掘削を予定しているとのことであります。

また、今年度は国道橋の架け替え工事が主体で用地買収等の予定がないことから、今後も各関係機関に働きかけ事業の早期完成に努めてまいります。

なお、急傾斜地崩壊防止対策は、昨年度に引き続き塩釜地区の工事が予定されております。

新緑公園整備事業については、公園長寿命化計画の策定と併せ、観賞池歩道橋の架替等整備事業を実施してまいります。

町営住宅の整備については、丸山団地町営住宅建替事業として、1棟8戸の建設を予定しておりますが、制度が地域住宅交付金から一括交付金の社会資本整備総合交付金に移行したことに伴い、北海道の事業費調整等が未確定

のため、制度の推移を見ながら実施してまいります。

また、維持補修につきましても、三岳改良住宅の建具改修等、既存住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

3. 浄化槽市町村整備推進事業について

福島町生活排水処理基本計画の基本方針に基づき、町が設置・維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を平成23年度から実施いたします。

当該事業は、家庭用トイレの水洗化による生活環境の改善を図りながら、生活雑排水の河川や海洋流出を抑制し自然環境の保全を図ることを目的にしております。

事業推進にあたりましては、対象世帯が行うトイレの改修や排水設備の工事に対して、対象工事費の60万円を上限に3分の2以内の額を助成します。また、120万円を限度に融資あっせん制度も設け、その利子については全額を町が負担することとしており、対象世帯の負担を抑え浄化槽の整備促進を図ってまいります。

なお、昨年開催した町民説明会では、268名の出席をいただき事業実施に対するご理解をいただいたところでございますが、今後におきましても事業の趣旨等について周知に努め、普及を図ってまいります。

4 健康づくり及び環境衛生対策について

福島町健康増進計画「いきいき健康ふくしま21」の行動計画編でとりあげている8つの分野について具体的な推進を図ってまいります。

がん検診の受診率は一部で低迷しており、これらの向上対策のために周知方法等を再度検討し、より多くの町民ががん検診を受診されるよう啓蒙に努めてまいります。

平成22年度から実施しております子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌等のワクチン接種事業は引き続き実施するとともに、子どもたちを中心に組みんできた「早寝・早起き・朝ごはん運動」を町民全体に浸透させるよう、周知啓発してまいります。

また、身体活動・運動についても重点項目となっていることから、健康を意識し自ら行動する人の輪が全町に広がるように「ウォーキングの日」の導入を進めてまいります。

一般廃棄物につきましては、循環型社会を形成し推進するためにも、生ご

みを堆肥に活用するなどの取り組みを引き続き行い、ごみの減量化を進めてまいります。また、粗大ゴミの有料化に関しましては、実施自治体の状況等について更に検証を進めます。

地球温暖化防止に向けた取り組みにつきましては、環境家計簿の活用と福島町地球温暖化対策推進実行計画に基づき、温室効果ガス排出量削減の普及啓発を進めてまいります。

5 交通安全・防災対策について

昨年は、一昨年に引き続いて交通死亡事故が発生し尊い命が失われました。また、重傷事故の発生もあったことから10月22日には交通事故多発非常事態宣言を行ったところです。

今後は、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため、更なる交通安全意識の高揚と交通安全活動の推進を図るため関係機関と協力しながら、町民総ぐるみ運動を展開してまいります。

防災対策については、毎年沿岸部の町内会を対象として、地震による津波災害を想定した避難・炊出し訓練を実施しておりますが、本年度も引き続き関係町内会と協議をしながら、避難訓練を実施いたします。

なお、山崖地が多い当町の特徴から北海道が土砂災害危険区域の指定に努めていますが、危険区域のハザードマップを作成し危険性を周知してまいります。さらに災害時に円滑な対策が実施できるようオイルフェンスや携帯無線機を購入、J-ALERT（全国瞬時警報システム）の有効活用など体制整備に努めてまいります。

《情報公開・電子自治体の推進》

まちづくり基本条例に基づいた「協働によるまちづくり」を構築するに当たっては、町民の参加意識の醸成と町民との情報共有が重要な要素となります。

常日頃から行政運営の透明性を高めるため、町広報やホームページを積極的に活用しながら、情報の発信に努めてまいります。

なお、国において外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法に一括集約されることになり、住民基本台帳システムの変更が必要となりますので、所用の予算措置を含めて改修作業に万全を期してまいります。

また、将来に向けたICTの利活用を推進するため、庁内のIT推進本会議で検討を進めることといたします。

《特別会計》

1 国民健康保険特別会計について

国民健康保険特別会計は、平成21年度においても黒字決算でしたが、実質収支は赤字となりました。

これまで、税率の軽減を含めた財政シミュレーションを続けておりますが、平成22年度の後半においても医療費が平均値を上回る状況となっていることから、さらに慎重に医療費及び収支の動向を注視してまいります。

また、国民健康保険税につきましてもは財政の根幹であり、負担の公平を図る観点から、徴収体制を強化しながら収納率の向上に努めてまいります。

特定健康診査は、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の罹患を減らし、将来の医療費の増嵩に歯止めをかけようとするものですが、制度開始から3年が経過して受診率が低下傾向にあります。

このため、希望者には心電図検診を追加して集団健診時の魅力アップを図るとともに、未受診者には徹底した受診勧奨を行うことにより、受診率の向上に努めてまいります。

2 介護保険特別会計について

被保険者の高齢化とともに、介護給付費は増加傾向をたどっていますが、当町の第1号介護保険料は全道的にも低い方であります。

現在の第4期介護保険事業計画は平成23年度までとなっており、平成24年度からの第5期事業計画における第1号保険料の算定に当たっては、介護給付費の見通しに添った財政推計を行い、必要な計画を策定してまいります。

65歳以上の第1号被保険者でも、自立した生活を送っている多くの方がおりますが、一方では脳疾患後遺症や認知症でやむをえず介護が必要になる方が増えているのが実情です。

このため、本年度も介護予防のための「ふれあい教室」を各地区で開催し、より多くの町民が参加して健康を維持できるよう、継続して実施してまいり

ます。

3 後期高齢者医療特別会計について

後期高齢者医療制度は、新制度への移行を平成25年度からとされておりましたが、国からの情報によると、新しい高齢者医療制度は早くても平成26年3月からと、1年程度遅れる見込みとなっております。

今後とも、国の動向を把握しながら、制度に関する被保険者への情報周知に努めてまいります。

4 浄化槽整備特別会計について

浄化槽市町村整備推進事業は、国の循環型社会形成推進交付金を活用し実施いたしますが、同事業の要綱において特別会計での対応が必要になることから、今年度から福島町浄化槽整備特別会計を追加するものです。

同会計の内容は、浄化槽施設の管理費と浄化槽設置に係る工事費、補助金等となっております。

5 水道事業会計について

町民の日常生活に必要不可欠な水道水を安全確実に供給するための適切な維持管理を行うとともに、水道管路の整備を計画的に進めながら経営の健全化に努めてまいります。

本年度の建設改良事業は、老朽管更新事業として浦和地区の板橋水道配水管の取替工事を実施するとともに、北海道の補償金事業として、昨年度に引き続き、既設の吉田橋水道配水管の撤去工事を実施いたします。

また、例年実施しているメーター器の取替工事も実施してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、

一 般 会 計	33億1,053万6千円	
国民健康保険特別会計	9億444万2千円	
介護保険特別会計	4億7,307万9千円	
(保険事業勘定4億7,007万2千円、サービス事業勘定300万7千円)		
後期高齢者医療特別会計	5,505万7千円	
浄化槽整備特別会計	3,806万2千円	
水道事業会計	9,709万8千円	
計	48億7,827万4千円	となります。

以上をもって町政執行に関する所信を含め、基本方針の説明といたします。

なお、詳細につきましては、今後の審議において明らかにしてまいります。

平成23年度教育行政執行方針

平成22年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、福島町教育行政の執行に関わる主要な方針について申し上げます。

今日の我が国にあっては、社会状況や経済情勢などの要因が絡み合いながら、我々を取り巻く環境にも大きな変化が生じてきております。

そうした中、教育分野においては教育基本法並びに教育三法の改革に伴う具体的な動きとともに、新学習指導要領が小学校では今年度より、また、中学校においても平成24年度より全面実施となり、小学校における英語授業の導入や各学年授業時数の増加など、新たな教育活動が展開されようとしております。

このような状況を踏まえ、当町の学校教育にあっては、町民憲章の理念と福島町教育目標を基本に、子ども達一人ひとりが「生きる力」と「確かな学力」を育みながら健やかに成長していくことが出来るよう、学校・家庭・地域、そして行政が、より一層連携を深めながら教育活動を推進するとともに、子ども達にとって望ましい教育環境の整備を図ってまいります。

社会が大きく変化し、生活の質の向上や学習の多様化が益々広がる中で、町民が生きがいをもち充実した生活を送ることが出来るよう、学校、家庭、地域を通じて、誰もがいつでも、どこでも学ぶことができる社会教育を通じた生涯学習社会づくりが求められております。

このため当町においては、第五次福島町社会教育中期計画に基づき、幼児期から高齢期までの生涯にわたっての学習機会の提供に努めるとともに、学校や社会教育関係団体・機関との連携を図りながら社会教育活動を推進してまいります。

法に定められている「教育委員会事務の管理執行に係る点検・評価」につきましては、昨年度より、町における行政評価が一部実施されておりますが、その点検・評価様式に合わせた対応を図るため、これまでの実施状況を踏まえて早期に外部評価を行い、その点検・評価の結果を十分に活用しながら、今後も、所管事務等の見直し改善に努めてまいります。

《学校教育》

1 学校等の再編及び学校教育の推進について

吉岡幼稚園につきましては、今年度の入園希望幼児はおりませんが、これまで保護者と協議のうえ確認し、平成25年を整備年度として計画している福島保育所への「認定子ども園」整備などの受け皿確保の条件が整うまでの間は、当面、存続をしていくこととしております。

そうした中、国においては「少子化社会対策会議」を通して、保育所と幼稚園の機能を統合する「幼保一体化」の検討が進められておりますが、今後は、こうした国の動きにも十分に注視をしております。

昨年度において統合となった中学校の対応につきましては、新入生も含めて通学輸送等に万全を期することはもちろんのこと、生徒が学校生活を健やかに過ごすことが出来るよう、小学校時点における交流活動等を通して生徒のスムーズな意識融合を図るなど、町内学校間のさらなる連携を図ってまいります。

児童・生徒の学力向上に向けては、昨年度の希望参加による「全国学力・学習状況調査」の結果分析を見ますと、過去の調査結果と同様、各科目における応用面の強化、さらには家庭学習の充実の必要性が課題として捉えられているところであります。

このため各学校においては、朝の読書やチャレンジテストの活用、放課後・長期休業中の学習機会の設定などの取り組みを行っており、今後も、こうした学力向上対策や家庭学習の習慣化に向けて、学校や家庭との連携を図りながらの対応に努めてまいります。

なお、町内1校体制となった福島中学校においては、昨年度に引き続き、臨時教諭を1名配置したうえで、「数学」教科にTT（チームティ칭ング）を用いた授業指導体制の維持を図ってまいります。

次に、昨年度の抽出対象校として実施された福島中学校における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体格調査では全国平均を上回っているものの、体力・運動能力調査では、全国平均を下回る結果となっております。こうしたことから、今後も、体育学習の指導充実はもちろんのこと、学校内外における運動習慣の定着や家庭における生活習慣の改善に向けて、家庭等への啓発も含めた対応に努めてまいります。

また、中学校においては新学習指導要領に基づき、平成24年度から武道必修化に向けた取組みが求められておりますが、福島中学校では武道として「相撲」を選択することとしていることから、試行期間である今年度において授業に必要な備品等を整備するなど、本格実施に向けた授業指導等の環境づくりを進めてまいります。

2 情報通信・英語教育の推進について

これまでの事業を通して町内各学校へ整備された教育用コンピュータ・デジタル放送対応機器などを活用し、児童・生徒が情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむとともに、基本操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できる分かりやすい学習活動を進めるなど、ICT時代の人材育成を目指した情報通信教育の実践に努めてまいります。

英語教育につきましては、今年度より、小学校における新学習指導要領の完全実施に伴い、英語が必修化されることとなります。

そうした事項も踏まえ、当町においては、子供たちが国際化の進展に対応した基礎的なコミュニケーション能力を身に付けることが出来るよう、これまでも、語学指導を行う外国人青年招致事業（JET）による英語指導助手（AET）を各学校等へ派遣するなどの教育実践を図っているところであり、継続して実施をしてまいります。なお、現在のAETは、本年7月をもって3年目の任期満了の年となることから、新たなAETの配置に向けて、関係機関に対する要請手続きを進めてまいります。

3 友好市町との学習交流について

長崎県松浦市（旧福島町）、長野県木曾町（旧木曾福島町）との交流活動につきましては、これまで、各友好市町との生徒学習交流が隔年で実施されているところであります。

昨年度の行政事務・事業評価においては、事業展開にあたっての工夫改善等が求められているところであり、子供たちが交流を通して異なる気候風土や文化を体験することに加え、交流の輪をさらに広げることが出来るよう、今後、友好市町幹事会による連携協議を踏まえながら、両市町との通年交流も考慮した中での事業展開の検討に努めてまいります。

4 各種奨学資金の活用について

国における公立高等学校授業料無償化等の施策によって、従前に増した進学環境の改善策が図られておりますが、依然として雇用情勢は不安定な状況にあり、経済的理由等による、高校・短大・大学等の進学が困難となる社会情勢が続いております。

こうした中、当町の奨学資金制度の活用啓発につきましては、すでに学校や町広報等を通してその周知に努めているところですが、特に、当町独自の奨学金である「花田俊勝奨学金基金」や「小笠原実奨学金基金」の積極的な活用が図られるよう、引き続き、各種貸付制度の周知啓発に努めてまいります。

5 北海道中学校相撲選手権大会について

今年度の北海道中学校相撲選手権大会は、当町を会場として7月31日の開催が予定されていることから、福島町相撲協会や北海道中学校体育連盟、さらには地元中学校等とも十分に連携を取りながら、町内生徒の積極的な参加や円滑な大会運営が図られるよう体制の構築に努めてまいります。

6 高等学校の存続対策について

道立福島商業高等学校は、現在、センター校である函館商業高等学校の地域キャンパス校として、互いに連携しながら、部活動や体験学習交流等をはじめとした教育実践の展開が図られておりますが、町内の少子化状況の中で、新年度の入学希望者は16名程度と見込まれており、入学者の減少傾向は、今後もより厳しさを増すことが予測されます。

こうした状況を踏まえ、昨年度に引き続き福島商業高等学校と連携のうえ、町内はもとより、近隣町の中学校の生徒や保護者に対して入学説明会や体験見学会を行うなどの募集対策を進めてまいります。

また、町における施策として昨年度から実施している入学奨励・通学定期補助の増額改正に加えて、本年度より商業高校の実学として、将来の就職に活かす各種資格取得のための検定料に対する新たな助成制度を設けたうえで、町内外からの生徒確保に向けた高校存続支援策としての対応に努めてまいります。

7 学校給食の充実について

次世代を担う子供たちの心と体の健やかな発達のため、「安全、安心でおいしい」学校給食の提供と衛生管理の徹底を図るとともに、食育の推進にあたりましては、子供達に望ましい生活習慣や食習慣が培われるよう、各学校の食に関する指導計画に基づき、教職員や栄養教諭等と連携を図りながら一層の充実に努めてまいります。

また、給食費につきましては、前年度は食材等の高騰に伴う保護者の負担増を避けるため、値上げ必要額（1人当たり月額200円）を補助支援策として予算化したところであり、本年度も同様の支援を実施しながら、地元産食材の積極的な活用にも努めてまいります。なお、給食用パン及び米飯の製造は、これまで町内業者に委託をしておりましたが、諸般の事情により平成22年度をもって受託辞退の申し入れがあったことから、今後は、近隣の木古内町で製造を営む業者への製造委託により対応を図ってまいります。

重要懸案事項でありました学校給食センターの建設事業は、本年度において建設工事に着手いたします。新施設内には炊飯設備も設けられ、本格稼働後は自炊による米飯提供が可能となることから、より一層、衛生管理に配慮のうえ、安全安心な特色ある学校給食の提供に努めてまいります。

《社会教育》

1 各年齢階層における活動の推進について

子ども達が豊かな人間性や社会性を育むためには、自然体験活動やボランティア活動、地域行事活動などへの参加促進が必要な要素となることから、今後も、子ども会・少年団などの団体活動への参加奨励や指導者の確保、さらには、異世代間交流等を通じた学習機会の充実に努めてまいります。

町民の皆様が主体的に学び、活動することができるよう、各種講座の開催をはじめとした様々な学習機会の提供を行うなど、地域づくり活動参画に向けた支援を図ってまいります。

さらに高齢者活動にあっては、生きがいと健康づくりを含む交流機会の場でもある高齢者学級の充実に努めてまいります。

また、各地域のニーズに合わせた趣味や教養を充実させるための学習機会や、情報提供を行う地域生活学級講座の実施展開を図るとともに、町内の各女性団体についても、相互の連携と友好親睦を深める活動展開を図ることが出来るよう、その支援に努めてまいります。

2 芸術文化活動について

ゆとりや潤いなど、心の豊かさにつながる町民の芸術文化活動への参加や鑑賞機会の提供に努めるとともに、町民文化祭をはじめ社会教育関係団体が主体となった活動への支援を図りながら、生涯を通して参加できる芸術文化活動を推進してまいります。

特に今年度は、北海道立近代美術館の「移動美術館」の開催を計画しており、今後も、芸術鑑賞機会の充実を努めてまいります。

3 読書活動について

読書活動においては、図書及び町民の学習活動に必要な資料の収集、情報提供の充実を図るとともに、読み聞かせボランティアや北海道立図書館の指導協力を得ながら読書活動の推進に取り組んでまいります。

また、昨年度において実施した町史関係蔵書や資料の整理に引き続き、本年度は、写真資料等の整理作業を進めることとしており、整理後は、町史関係所蔵資料の検索、閲覧が容易にできる対応など、町民にとって分かりやすく、利用しやすい図書室づくりに一層努めてまいります。

4 生涯スポーツの推進について

町民一人ひとりが各年代層に合わせた体力・健康づくりを行い、また、生涯にわたってスポーツ活動に親しむことができるよう、関係施設の整備・管理に努めるとともに、各種スポーツ大会の開催や団体活動の支援を行いながら、スポーツの普及啓発を図ってまいります。

また、スポーツ活動を支えるためには、指導者の育成と確保が必要不可欠であることから、より一層、体育指導委員をはじめ、体育協会及びスポーツ少年団などの関係者と連携のうえ、指導者の育成に取り組んでまいります。

5 文化財保護について

町の長い歴史や風土の中で生まれ、継承されてきた文化財等は、町の歴史を伝える財産として保護伝承に努めるとともに、様々な催しを通して公開するなど、町の歴史や文化に触れる機会の提供を図ってまいります。

また、郷土資料等の保存にあたっては、旧白符小学校校舎を活用のうえ、ボランティア協力を得ての対応を図るとともに、保存環境の整備に努めてまいります。

以上に基づく各施策の展開にあたりまして、町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成23年度教育行政執行方針といたします。